

資料 6

受水槽清掃仕様書

この仕様書は、奈井江町民プールに設置している受水槽等に関わる清掃について必要な事項を定めるものとする。

- 1 清掃作業は、建築物環境衛生管理技術者の有資格者を配置すること。
- 2 清掃作業員は、作業直前にあらかじめ消毒済みの作業衣、保管帽、ゴム長靴、手袋等を着用すること。
- 3 受水槽内に入るときは、必ず消毒盤を通ること。
- 4 消毒液は、次亜塩素酸ナトリウムとする。
- 5 消毒用機材は、専用のものを使用すること。
- 6 機材器具は、使用前に次亜塩素酸ナトリウムを含む清潔なウエスで拭い、特に受水槽内に持ち込む機器は十分に消毒すること。
- 7 受水槽内の照明は、原則として防水防爆形のものを使用し、漏電に注意すること。
- 8 水中ポンプを適時使い、排水作業を行うこと。
- 9 水中ポンプの始動と同時に受水槽内の換気を行うこと。
- 10 受水槽内の洗浄及び排水作業は 2 回行うこと。
- 11 貯水槽内に汚泥、沈殿物がある場合は完全に除去し、受水槽内附属機器の点検をすること。
- 12 次亜塩素酸ナトリウムで受水槽内全面を消毒すること。この場合において、消毒は 2 回行い、次亜塩素酸ナトリウムの濃度は次のとおりとすること。
濃度 10%溶液 × 希釈 60 倍 最終濃度 50ppm
- 13 消毒後、30 分後に水張りするとともに自動機器等の点検を行うこと。
- 14 第 12 項の消毒において底部に流れた消毒液は、完全に排水処理すること。
- 15 受水槽の亀裂、マンホールふた、電極棒等を点検すること。
- 16 高架水槽の清掃はその材質に適応した洗浄材料を提出すること。
- 17 清掃完了後、給水口の最遠地にて上水を採取し、次の項目について検査を行うこと。なお、検査の報告は、公的機関を通じて行った検査の結果の通知を添付して報告すること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
塩素イオン

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

一般細菌

大腸菌群

臭気

味

PH 値、測定時水温

色度

濁度

残留塩素

鉄

カルシウム・マグネシウム等（硬度）

その他必要と認める事項

- 18 その他、細部については業務担当者と協議すること。

オーバーフロー槽清掃仕様書

この仕様書は、奈井江町民プールに設置しているオーバーフロー槽に係わる清掃について必要な事項を定めるものとする。

- 1 マンホール開放後、換気ブロワーを送入し、酸素不足のないよう、換気を行うこと。
- 2 タラップ等の設備を備えていないことから、槽下部へ届くハシゴ等を準備するとともに、上がり、降下時の安全に注意すること。
- 3 壁面、床面を高圧洗浄機を用い洗い流し、残水は汲み上げて処理すること。
- 4 点検確認後、マンホールを閉じ作業を終了させること。

貯湯槽清掃仕様書

この仕様書は、奈井江町民プールに設置している貯湯槽等に係わる清掃について必要な事項を定めるものとする。

- 1 各バルブの開閉の点検
- 2 ドレンの排水、エア抜きを完全に行った後、マンホールのナットを外す。
(その際ボルト、ナット等の破損を防ぐのと同時に作業を行い易くするため、
滲透液を事前に塗布する。)
- 3 マンホール開放後、タンク内部を目視で確認し十分換気を行い内部の洗浄を行う。
- 4 洗浄時に生じたカス、スケール、汚れを完全に除去し、内部の点検を行う。
- 5 マンホール取付面をパテ、ナイフ等を用いて汚れ、カス等を除去し、パッキンを新しいものに取り替えて、マンホールを取り付ける。
- 6 ナットの締付具合を均一な力で均等に締め付ける。
- 7 点検後、水張りを行い漏れ等のチェックを確実に行う。
- 8 貯湯槽の周りを整理整頓して作業を完了させる。

地下タンク漏えい検査等仕様書

この仕様書は、奈井江町民プールに設置している地下タンク等に係わる漏えい検査等について必要な事項を定めるものとする。

- 1 漏えい検査の対象物件は、次のとおりとする。
 - (1) 地下埋設タンク 容量5キロリットル 1基
 - (2) 地下埋設配管(通気管、給油管、返油管の三系統)
- 2 地下埋設タンクの清掃
- 3 漏えい検査の内容は、消防法第14条の3の2に基づき地下埋設の上記対象物件のすべてを記述上の基準に従い施工する。
- 4 検査時には施設管理責任者の立会のもと実施するものとする。
- 5 漏えい検査に係る報告は、定められた様式に基づき行うものとする。

機械設備保守点検業務仕様書

1 施設名 奈井江町民プール

2 所在地 奈井江町字奈井江 1 6 2 番地 1

3 構造規模 構造 R C 造、平屋建
延床面積 1,415m²

4 業務の内容

町民プールの機械設備（空調、衛生）が正常に作動するように、保守点検を実施するものとする。

5 業務項目及び業務対象機器

業務項目、実施回数及び対象機器は、別紙に定めるとおりとする。

6 点検結果報告書

保守点検を実施したときは、それぞれの機器類の点検結果報告書を作成し、速やかに提出するものとする。

別紙

業務項目、実施回数及び対象機器

1 ボイラー保守点検業務

業務項目	実施回数	対象機器
ヒーター焚き始め水張作業 ヒーター本体水張作業 抽気ポンプ廻り点検調整 抽気ポンプグランドパッキンの交換	1 回実施	ボイラー MFV-F700A-25-N-H × 1 基
本体及びバーナー整備作業 本体伝熱面点検清掃 バーナーオーバーホール 各制御機器点検調整		
試運転調整 真空度の状態確認 燃焼ガスの漏れの有無 運転水位の確認 給水装置の確認 接続配管部の漏れの有無 燃焼調整		
制御安全装置の確認 温度調節器の作動確認 溶解栓、温度ヒューズの状態確認 抽気、安全スイッチの機能確認 タイマー設定時間の確認 フレームアイの機能の確認 低水位スイッチの作動確認		
消耗部材交換 抽気ポンプグランドパッキン		

部品交換は別途

水抜作業は別途

2 外調機保守点検業務

業務項目	実施回数	対象機器
外観点検 骨格、外板に振動・エア漏れの有無 運転時の騒音 キャンパス、ストッパーの異常の有無	1 回実施	
送風機 ローター、シャフト異常の有無 軸受給油 カップリング軸心異常の有無 プーリー間の芯異常の有無 Vベルトの張り及び老化		
モーター モーター加熱等異常の有無 運転電流値確認 絶縁抵抗値確認		
その他 冷温水コイルの汚れ及び漏れの有無 フィルター確認		

プレフィルター納品

W640 × H738 × T20

W500 × H738 × T20

部品交換は別途

3 自動運転制御機器保守点検業務

業務項目	実施回数	対象機器
外観検査、動作確認、清掃	1 回実施	(1) 自動制御機器 室内型温度調節器、T631C 挿入型温度調節器、T675A 室内型湿度調節器、H615A

		挿入型温度検出器、TY7830B ダクト挿入型温度検出器、 TU7803Z 温度指示調節計、R30-2G 温度指示調節計、R20-0G モジュトロールモータ、M904F 弁リンケージ、Q455C 三方弁、V5065A 微差圧スイッチ、PYY-CL13 電気式液面計、GYE-DL-32L 電気式液面計、GYE-DL-43L 電気式液面計、GYE-ELM-20GL 液面調節計、GYE-SL-42 感震装置、V725 排煙濃度計、GYE-S2000 (2) 自動制御盤 自動制御盤
--	--	---

部品交換は別途

4 ろ過器保守点検業務

業務項目	実施回数	対象機器
試運転調整、確認 ポンプモーターカップリング調整 ポンプモーターグランドパッキン調整 水抜作業後の全体点検確認 凝集剤注入装置分解清掃 塩素、凝集剤装置逆止弁分解清掃 エア抜き弁分解清掃	1 回実施	

部品交換は別途

5 設備総合試運転調整業務

業務項目	実施回数	対象機器
プール使用前点検、運転状況確認 各機器類運転状況確認 配管類点検確認（ピット内含む） 温度及び圧力確認	1 回実施	設備全体

水張り作業は別途

部品交換は別途